

平成22年度第1回 高知県交通安全推進県民会議 交通安全推進幹事会

日時 平成22年7月14日(水)
13時30分～15時00分
場所 職員能力開発センター202会議室

次 第

1 開会

2 交通事故の現状

平成22年6月末現在の交通事故発生状況

3 議 題

(1) 高齢者交通事故防止キャンペーンについて

- ・実施要綱(案)について
- ・キャンペーン初日行事について(9月1日)
- ・高齢者1万人訪問活動について(9月中)
- ・その他

(2) 平成22年秋の全国交通安全運動について

- ・実施要綱(案)及びチラシ(案)について
- ・取組み(案)について

(3) その他

- ・自転車マナーアップキャンペーンの実施結果について
- ・中国・四国ブロック交通ボランティア講習会の県内開催について
(10月25日、26日)
- ・高知県交通安全推進県民会議としての交通死亡事故防止対策(4-6月)

資 料 目 次

1	平成22年6月末現在の交通事故発生状況
2	平成22年度交通安全運動の推進方針
3	高齢者交通事故防止キャンペーンの実施結果について
4	高齢者事故防止キャンペーン実施要綱(案)
5	キャンペーンポスター(案)
6	キャンペーン初日行事(案)
7	高齢者1万人訪問活動実施要領(案)
8	平成22年秋の全国交通安全推進要綱【中央交通対策会議交通対策本部決定】
9	平成22年秋の全国交通安全運動実施要綱(案)
10	広報用チラシ(案)
11	平成22年秋の全国交通安全運動の取組み(案)
12	自転車マナーアップキャンペーンの実施結果について
13	平成22年度交通ボランティア等ブロック別講習会実施要領【内閣府政策統括官決定】
14	高知県交通安全推進県民会議としての交通死亡事故防止対策防止対策(本年度6月末)

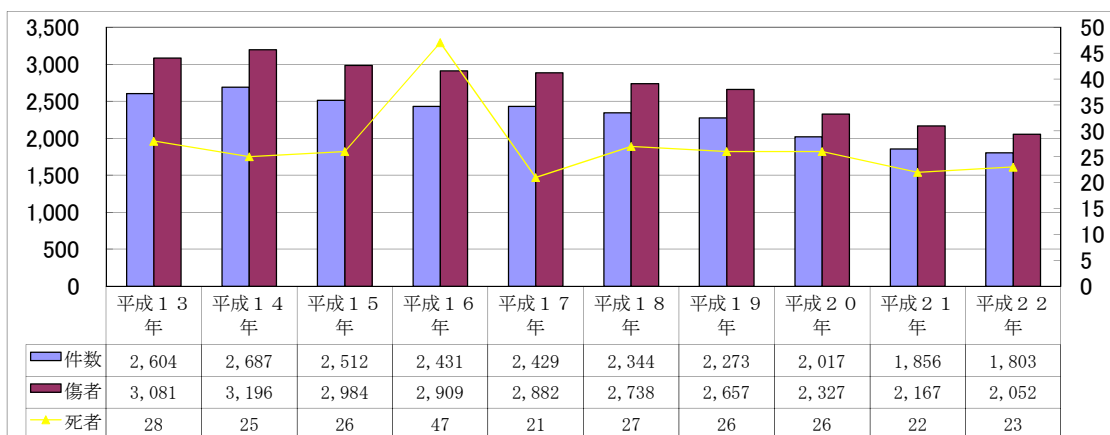
1 全国の交通事故発生状況（6月末概数）

区分	件数	死者	傷者
平成22年	347,122	2,171	427,043
平成21年	355,202	2,220	437,592
増減数	-8,080	-49	-10,549
増減率	-2.3%	-2.2%	-2.4%

○ 件数、死者、傷者すべてにおいて対前年比減少

2 県内の交通事故発生状況（6月末）

(1) 年別推移（平成22年については死者は確定、件数・傷者は概数）



(2) 全事故

区分	件数	死者	傷者
平成22年	1,803	23	2,052
平成21年	1,856	22	2,167
増減数	-53	1	-115
増減率	-2.9%	4.5%	-5.3%

(3) 高齢者事故

区分	件数	死者	傷者
平成22年	625	11	430
平成21年	623	7	458
増減数	2	4	-28
増減率	0.3%	57.1%	-6.1%

(4) 死亡事故の状況

区分	件数	死者	
		死者	高齢死者
平成22年	23	23	11
平成21年	22	22	7
増減数	1	1	4
増減率	4.5%	4.5%	57.1%

● 死亡事故の特徴

- 前年比1件・1人
- 高齢者は11件・11人で前年比4件・4人
- 国道・県道の事故は16件・16人で全死亡事故の69.6%を占める
- 自損型事故が10件・10人で全死亡事故の43.5%
- 飲酒事故は2件・2人
- シートベルト非着用3件・3人（いずれも着用していれば助かったと思われる）

平成22年度交通安全運動の推進方針

1 趣旨

この運動は、人命尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人ひとりが、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現を目指し、県民総ぐるみで展開するものである。

2 推進期間

平成22年4月1日（木）～平成23年3月31日（木）

3 スローガン

「交通安全は家庭、地域、学校、職場から」「高知の交通マナーを高めよう」

4 重点事項及び推進目的

重点事項	推進目的
(1) 子どもと高齢者の交通事故防止	子どもと高齢者に対する思いやりのある交通安全意識を醸成するとともに、子どもと高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止することを目的とする。特に高齢者に対する交通安全教育の充実を図る。
(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用効果の啓発と正しい着用の指導・広報活動に努め、交通事故による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。
(3) 飲酒運転の根絶	飲酒運転の危険性・反社会性・責任の重大性等を県民に周知するとともにあらゆる機会を通じて「飲酒運転は、凶悪な犯罪である」との認識を浸透させ、飲酒運転を許さない県民意識を醸成し、飲酒運転を根絶することを目的とする。
(4) 自転車利用者のマナーの向上	自転車利用者の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーを実践することにより、交通事故を防止するとともに、歩行者や他の車両に配慮した通行の啓発等、自転車利用者による危険・迷惑行為を防止することを目的とする。
(5) 運転中の携帯電話等の使用禁止（自転車を含む）	運転中に携帯電話等を使用することの危険性を認識させるために、広報啓発活動を行い、運転中には携帯電話等を使用しないルールを徹底することにより、交通事故を防止することを目的とする。
(6) 暴走族の根絶	道路交通の妨害や周辺住民への騒音等で社会問題化している暴走族に対し「高知県暴走族等の根絶に関する条例」に沿って関係機関が協力し、効果的な対策を推進することにより、暴走族等の根絶を図り県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

5 実施運動

(1) 交通安全運動

運動の名称	期 間	期日を決めて行う運動
春の全国交通安全運動	4月6日(火)～4月15日(木)	一斉街頭指導日 4.6(火)、4.15(木) 交通事故死ゼロを目指す日 4.10(土)
秋の全国交通安全運動	9月21日(火)～9月30日(木)	一斉街頭指導日 9.21(火)、9.30(木) 交通事故死ゼロを目指す日 9.30(木)
年末年始の交通安全運動	12月10日(金)～1月9日(日)	一斉街頭指導 12.10(金)、12.20(月)

(2) 交通安全日 *土・日または祝日の場合は翌日

名 称	実 施 日
シートベルト・チャイルドシート着用指導日	毎月4・14・24日
高齢者交通安全の日	毎月15日(高齢者世帯訪問活動等)
原付・自転車街頭指導日	毎月15日
県民交通安全の日	毎月20日
児童・園児の交通安全の日	毎月第2・第4月曜日(休校日・休園日を除く)

(3) その他の運動

運動の名称	期 間 等
暴走族等の根絶強化月間	6月1日(火)～6月30日(水)
自転車マナーアップキャンペーン	5月1日(土)～5月31日(月) * 県下一斉の自転車街頭指導日 5/17(月)
高齢者交通事故防止キャンペーン (高齢者1万人訪問活動)	9月1日(水)～12月31日(金) (9月1日(水)～9月30日(木))

6 運動の重点推進事項

別表のとおり

7 その他

- (1) 別に定める要領により「交通死亡事故多発警報」が発令されたときは、各関係機関・団体は相互の連携を密にして、交通死亡事故の抑止に向けた緊急対策を集中的かつ強力に推進する。
- (2) 毎月10日、20日、30日の「公共のりものデー」に協賛し、地球温暖化防止のためのCO₂の削減と公共交通機関の利用を促進することにより、車の総量を減らし交通事故の防止を図る。

高齢者交通事故防止キャンペーンの実施結果について

平成 22 年 7 月 14 日
県民生活・男女共同参画課

1 実施期間

平成 21 年 9 月 21 日（月）から同年 12 月 31 日（木）までの間

2 実施内容

(1) 広報活動

- ア 高齢者交通事故防止キャンペーンのポスター掲示
A 2 ポスター500 枚を作製の上、県内各所に掲示
- イ 広報活動の実施
横断幕、桃太郎旗、チラシ配布等による広報活動の実施
- ウ その他各種広報媒体を利用した積極的広報活動の実施
ラジオ、テレビ、インターネット等の広報媒体を利用

(2) 主な実施行事

行事名	日程	結果等
キャンペーン初日行事	9/21	帯屋町で啓発活動、約 90 名が参加、チラシ等約 1,800 枚配布
高齢者 1 万人訪問指導	9/21～9/30	県内 9,979 世帯を訪問して交通安全指導を実施
高齢者世帯訪問事業	10/1～11/30	県内 4,390 世帯を訪問して交通安全指導を実施
交通安全ひろば	9/27	中央公園にてイベント開催、約 6,500 人が来場
シニアドライバースクール	9/27	高知県自動車学校で体験型教室を開催、高齢者約 20 名参加
無事故・無違反チャレンジ 100	9/29～ 22/1/6	51 チーム 255 人が参加してドライバースコンテストを開催
高齢者交通安全講習会	9/26～9/28	安芸、土佐、須崎において体験型教室を開催、約 85 名が参加
電動車いす講習会	10/28	こどもセンターで体験型教室を開催、利用者等 16 名参加
参加・体験・実践型の高齢者安全普及事業	11/8	高知県自動車学校で開催、ボランティア等 50 名が参加
高齢者交通安全ふれあいフェスタ 2009 in Kochi	11/15	県警本部にて体験型教室を開催、約 500 人が参加
第 49 回高齢者老人クラブ大会	11/19	ふくし交流プラザにて約 400 人に対して交通安全を講演

3 実施結果

(1) 期間中における高齢者の交通事故発生状況

- ア 発生件数【人身事故】 392 件【対前年+57】
- イ 死者 4 人【対前年-9】
- ウ 負傷者 285 人【対前年+59】

(2) 期間中の死亡事故の状況

4 件 4 人（期間中死者 15 件 15 人の 26.7%）【-9 件 -9 人】

高齢死者の減少率は -57.1% で全国第 1 位

- 《内訳》歩行中 2 人【-7】 自転車運転 1 人【+1】
- その他 1 人【+1】

高齢者交通事故防止キャンペーン実施要綱(案)

1 主催

高知県交通安全推進県民会議

2 目的

近年、県内における高齢者の関係する交通事故は、高齢化の進展や高齢運転者の増加にあわせて増加し、今年も事故死者の約半数を高齢者が占めているなど、高齢者の交通事故を防止することが喫緊の課題となっています。

このため、高知県交通安全推進県民会議の各構成員が相互に協力して、高齢者の交通事故防止を広く県民に訴え、高齢者の特性に応じた交通安全指導を推進する「高齢者交通事故キャンペーン」を展開し、高齢化社会に対応した交通安全対策の推進と県民自らによる安全意識の改革を図ります。

3 キャンペーン重点

高齢者の交通事故防止

4 期間

平成 22 年 9 月 1 日（水）～同年 12 月 31 日（金）

5 内容

(1) 広報活動

ア 高齢者交通事故防止キャンペーンのポスター掲示

イ 広報活動の実施

ウ その他各種広報媒体を利用した積極的広報活動の実施

(2) キャンペーン期間中の主な行事予定

ア キャンペーン初日行事（9/1）

イ 高齢者 1 万人訪問活動（9/1～9/30）

ウ 高齢者交通安全ふれあい出前事業（9/1～12/31）

エ 高齢者交通安全ふれあいフェスタ 2010 in Kochi（9/19）

オ 交通安全ひろば（9/23）

カ シニアドライバーズスクール（9/26）

キ 無事故・無違反チャレンジ 100（9/28～23/1/5）

ク 高齢者安全運転講習会（10～12 月未日程）

ケ 第 50 回高知県老人クラブ大会における啓発（10/29）

コ 年金受給日における銀行窓口啓発（通称 E T S 作戦）（12/15）

サ その他



「みんなを守る、命」

交通安全

高齢者の道路横断中の事故が増加しています！

思いやりのある運転を心がけましょう

映画
『君が踊る、夏』

命を守るのために、危険のすべてをまけて、— 笑顔が死んだ瞬間の映画 —
出演：藤原竜也、北原実也、三上悠亜、大野智、DAIGO、黒木瞳、中村錦之助
監督：高 大志 脚本：高橋 浩吉

9月11日(土)公開

©2010『君が踊る、夏』製作委員会



「高齢者交通事故防止キャンペーン」(9~12月)
高知県交通安全推進県民会議

キャンペーン初日行事（案）

1 行事名

高齢者交通事故防止キャンペーン啓発パレード

2 日時

平成22年9月1日(水) 11:00～12:00

3 場所

丸の内緑地～中央公園

4 内容

(1) キャンペーン開始式

①挨拶

②開始宣言

(2) パレード（場所：丸の内緑地～中央公園）

- ・横断幕と県警音楽隊の先導により、アーケード内をパレードする
- ・桃太郎旗や啓発物(チラシ、ティッシュ、反射材等)の配布により、高齢者の交通事故防止を訴える

5 その他

雨天中止

高齢者1万人訪問活動実施要領(案)

1 目的

高齢者の交通事故抑止は本県の緊喫の課題であるが、今年になって高齢者の死亡事故が多発していることから、高齢者交通事故防止キャンペーンの一環として、県内の高齢者宅を訪問のうえ1万人に対して交通指導を行う。

2 実施期間

平成22年9月1日(水)～9月30日(木)

3 主催

高知県交通安全推進県民会議・高知県警察

4 実施方法

各警察署高齢者交通安全アドバイザーが中心となり、市町村、交通安全指導員、交通安全母の会、交通安全協会等関係機関の協力を得て高齢者宅を訪問し、交通安全啓発資料等を配布しながら交通安全を指導する。

5 重点場所

幹線道路(特に国道)を起点に実施する。

6 啓発資料等

交通安全啓発資料については、高知県交通安全母の会連合会・高知県交通安全指導員協議会から提供を受ける。

7 訪問指導目標数

(単位:人)

署 別	目 標 数
高 知	1, 0 5 0
高 知 南	9 5 0
室 戸	4 0 0
安 芸	8 0 0
香 南	5 5 0
南 国	9 0 0
香 美	5 5 0
本 山	3 5 0
い の	5 5 0
土 佐	6 0 0
佐 川	4 5 0
須 崎	8 0 0
窪 川	4 0 0
中 村	8 0 0
清 水	3 5 0
宿 毛	5 0 0
合 計	1 0, 0 0 0

※昨年の訪問高齢者数9, 979人、一昨年の訪問高齢者数10, 026人

平成22年秋の全国交通安全運動推進要綱

平成22年7月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 平成22年9月21日(火)から30日(木)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(木)

第3 主催

内閣府，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，防衛省，都道府県，市区町村，自動車検査独立行政法人，独立行政法人自動車事故対策機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，自動車安全運転センター，軽自動車検査協会，(財)全日本交通安全協会，(財)日本道路交通情報センター，(社)全国交通安全母の会連合会，(社)全日本指定自動車教習所協会連合会，(社)全国二輪車安全普及協会，(社)日本自動車連盟，(社)日本バス協会，(社)全日本トラック協会，(社)全国乗用自動車連合会

第4 協賛

別紙のとおり

第5 運動重点

秋の交通安全運動では、交通事故死者数の全体に占める高齢者の割合が年々増加し、約半数となっている高齢者の交通事故情勢に的確に対処するため、「高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、次の重点を定める。

- 1 全国重点
 - (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進）
 - (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - (3) 飲酒運転の根絶
- 2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定める。

第6 運動重点に関する主な推進項目

1 「高齢者の交通事故防止」に関する推進項目

高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者、その他の交通参加者の高齢者に対する保護意識の醸成を図り、高齢者の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

(1) 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動の徹底

ア 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の実践

イ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導，保護・誘導活動の促進

ウ 70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と，高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底

エ 高齢運転者等専用駐車区間制度が導入されたことの周知徹底

オ 高齢運転者に対する思いやりのある運転の実践

(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の実践

(3) シルバーゾーン等を中心とする高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

2 「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進）」に関する推進項目

秋口における日没時間の急激な早まりとともに死亡事故が多発する夕暮れ時と、視認性が低下し重大事故に繋がるおそれのある夜間の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

(1) 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進

ア 各種広報媒体を活用した反射材用品，明るい服装等の着用効果に関する広報啓発活動の推進

イ 衣服，履物等，身の回り品への反射材等の組み込みの促進

(2) 街頭での歩行者に対する交通安全指導，保護・誘導活動の促進

(3) 「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日交通対策本部決定）にある「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による自転車のルールを遵守した安全利用の促進

ア 車道の左側通行等自転車の通行方法の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底

イ 二人乗り，傘差し，携帯電話使用，ヘッドホン使用等の危険性の再認識による安全通行の徹底

ウ 前照灯の早め点灯の励行

エ 交差点等における信号遵守，一時停止，安全確認の徹底

オ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

- (4) 自動車の前照灯の早め点灯の励行
- (5) 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性、及び反射材用品・明るい服装等の効果などを認識・理解させる交通安全教育等の推進
- (6) 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

3 「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」に関する推進項目

シートベルト着用に係る活発な啓発活動を展開するとともに、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 全ての座席のシートベルト着用が義務化されていることの周知と着用の徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進
- (3) チャイルドシートの安全性能に関する情報提供
- (4) 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底

4 「飲酒運転の根絶」に関する推進項目

近年、飲酒運転に係る罰則及び行政処分が強化され、国及び地方公共団体を始めとする関係機関・団体等は、その根絶に向けて広報・啓発活動を強化推進しているほか、常習飲酒運転者対策推進会議において決定した「常習飲酒運転者対策の推進について」により、その対策を強化推進しているところである。これらの趣旨に沿い、広く国民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、運転者の交通安全意識の高揚を図り、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進する。

- (1) 地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
- (2) 各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- (4) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- (5) 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等による飲酒運転根絶気運の醸成
- (6) 自動車運送事業者の営業所等におけるアルコール検知器の普及及びその適正な活用促進

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、未だに年間約91万人もの人々が交通事故により死傷している厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、上記第5・第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨が国民各層に定着して交通事故の防止に

寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。また、鉄道・海上・航空の交通分野においても、国民のルールの遵守とマナーの習得・向上を図るなどの効果的な運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解の増進に努めるとともに、黙とうなど交通事故犠牲者に対する追悼の意を表するものとする。

また、国民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を、引き続き9月30日に実施する。

この実施に当たっては、国民一人ひとりが交通安全について考え、交通事故のない社会は国民自らが成し遂げるものである、との認識を社会全体に正しく広めるよう努めるものとし、本安全運動の展開に連動した取組を行うものとする。

1 主催機関・団体における実施要領

(1) 主催機関・団体は、相互間のもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

(2) 主催機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

ア 自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレータ、シートベルトコンビンサー（シートベルトの着用効果を体験できる装置）、スケアード・ストレイト方式等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施
イ 展示物等各種媒体を活用した街頭キャンペーン、街頭指導・保護誘導活動の実施

ウ 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料（交通事故統計、広報啓発資料等）の提供

エ 有識者、交通事故被害者等による交通安全シンポジウムの開催

オ 交通安全に関する作文、標語等の募集と活用

(3) 主催機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて、飲酒運転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。

(4) 都道府県、市区町村等は、民間交通安全団体、交通ボランティア等との幅広い連携を図り、本運動が住民本位のものとして展開されるよう地域の交通事故実態や、高齢者、若者、子ども等の対象に応じた住民参加型のきめ細やかな運動を実施するとともに、高齢者、子どもとその親の各世代が共に交通安全教室に参加するなどの交流を通じて、交通安全を考える「世代間交流」に着目した活動を推進するものとする。

また、交通安全教育を受ける機会のない高齢者を中心に、世帯訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した反射材用品・明るい服装等の着用など、交通安全指導が地域ぐるみで行われるように努めるものとする。

ア 地域、家庭等における実施要領

自治会、町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた

参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

また、家庭内における話し合いを通じて、反射材用品等の着用、飲酒運転の根絶を始めとする交通安全意識を高めるため、これに資するような資料・情報の提供を行う。

イ 高齢者福祉施設等における実施要領

施設責任者、医師、看護師等との連携により、反射材用品・明るい服装等の着用効果を認識してもらうなどの参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底するとともに、関係者等を交えた交通安全総点検・ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

ウ 保育所、幼稚園、小学校等における実施要領

保護者、保育士、教師等との連携により、参加・体験・実践型の子どもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や前記「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用などの交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図るとともに、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用と幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用を促進するほか、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

また、保護者等を交えた交通安全総点検・ヒヤリ地図の作成等を実施し、子どもの視線で見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

エ 職域における実施要領

職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催するほか、飲酒運転の悪質性・危険性、シートベルトの着用効果と全ての座席における着用の徹底などの安全運転や交通事故情勢に関するきめ細かな情報提供を行い、社内広報誌(紙)を活用した積極的な広報啓発活動を実施する。

- (5) 主催機関・団体は、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、地域ミニコミ紙等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動重点を効果的に推進するための関連情報はもとより、交通事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。

なお、チャイルドシート使用に関する各種広報等に当たっては、「チャイルドシート着用推進シンボルマーク」を活用した効果的な推進を図るものとする。

- (6) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知させ、飲酒運転をしない、させないことはもとより、反射材用品等の着用、全ての座席におけるシートベルトの着用や自転車乗用時の交通ルールの遵守など、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組みを推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知させ、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

秋の全国交通安全運動

実施期間 平成22年9月21日(火)～平成22年9月30日(木)

「全席 全員 シートベルト」は、
同乗者全員が楽しく安全にドライブするための習慣です。

弥太郎ちゃんと
せないかんぜよ！



平成20年に道路交通法
が改正されて、後部座席
もシートベルトが義務化
されたきね ♡

～安全はゆとりとマナーとベルトから～

運動の基本：高齢者の交通事故防止

○重点目標

- ① 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ② 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 飲酒運転の根絶

○運動の目的

この運動は、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人にやさしい交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

高知の交通マナーを高めよう！！

高知県交通安全推進県民会議

○ 運動の基本

高齢者の交通事故防止



<高齢歩行者の方は>

道路を横断するときは、左右の安全をよく確かめ、道路中央付近で今一度左側の安全を確認しましょう。

通り慣れた自宅付近の道路でも、しっかり安全確認しましょう。

また、夜間に外出する場合は、反射材用品等を活用しましょう。交通安全教室へ参加しましょう。

<高齢運転者の方は>

個人差はありますが、加齢とともに身体機能が低下することを自覚して、より慎重な運転を心がけましょう。

<その他の運転者は(まわりの方は)>

高齢者のそばを通行するときは、徐行するなど、思いやりのある運転をしましょう。

○ 重点目標

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止



<歩いて外出する時は>

夜間の外出の際は、運転者から見えやすくするため、明るい色の服装を心掛け、積極的に反射材を身につけましょう。

<自動車を運転する時は>

早めにライトを点灯しましょう。

<自転車に乗る時は>

交通ルールを守り、無灯火運転・二人乗り・傘差し運転・運転中の携帯電話使用は絶対にしないようにしましょう。

自転車には反射材をつけ、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



<シートベルト>

自動車に乗るときは、全員必ずシートベルトを着用しましよ

<チャイルドシート>

子どもの安全のため、体にあったチャイルドシートを必ず着用させましょう。

飲酒運転の根絶



<飲酒運転を許さない環境づくり>

- ★ 運転するなら酒を飲まない。
- ★ 酒を飲んだら運転しない。
- ★ 運転する人に酒をすすめない。
- ★ 酒を飲んだ人に運転させない。



飲酒運転「四（し）ない運動」を徹底し、その輪を『家庭』、『職場』、『地域』へと広め、飲酒運転を許さない環境づくりを進めましょう。

ハンドルキーパー運動の推進など、飲酒運転追放の気運を高めましょう。

平成22年秋の全国交通安全運動の取組み（案）

1 初日行事

(1) 出発式

- ア 日時 9月21日（火） 10：30～11：00
- イ 場所 県警本部正面玄関

(2) 街頭啓発活動

- ア 日時 9月21日（火） 11：20～11：50の間
- イ 場所 帯屋町ひろめ市場付近

※ パンフレット等を配布し交通安全を呼びかける。

2 街頭指導 ～県内一斉～

- (1) 日程 9月21日（火）
9月30日（木）

(2) 場所 県庁前交差点ほか県内主要交差点

※ 街頭指導をしながら、パンフレット等の配布や人文字、桃太郎旗による交通安全の呼びかけを行う。

3 交通事故死ゼロを目指す日

- (1) 日程 9月30日（木）
- (2) 場所 県庁前交差点ほか県内主要交差点

※ 街頭指導をしながら、パンフレット等の配布や人文字、桃太郎旗による交通安全の呼びかけを行う。

4 関係機関・団体の取組

(1) 県・市町村

各種マスメディアを活用して、運動の周知徹底及び広報啓発を推進する。

(2) 警察

関係機関に交通事故情報等を提供し、交通事故防止活動の推進に寄与するとともに、交通指導や取締りを強化する。

(3) 教育委員会

児童、生徒等への交通安全教育を徹底する。

(4) 道路管理者

交通安全施設の点検や道路情報板等を活用し、広報啓発活動を推進する。

(5) 県民会議構成団体

街頭啓発活動や広報活動を積極的に推進する。

自転車マナーアップキャンペーンの実施結果について

平成 22 年 7 月 14 日
県民生活・男女共同参画課

1 期間

平成 22 年 5 月 1 日（土）から 5 月 31 日（月）まで

2 主催

高知県自転車対策連絡協議会

3 期間中の行事（協議会関係）

日時	内容	主催	場所等
4/30 16:00-	自転車啓発パレード	自転車対策連絡協議会	帯屋町アーケード 参加：約 80 名
5/12 13:10-	スケアード・ストレイ ト	J A 共済（共済：安芸署、 交企課、交機隊）	安芸中・高校 参加：670 名
5/14 7:30-	マナーアップ推進モデル 校生徒による啓発	山田高校、香美署、安協 香美支部	県立山田高校 参加：45 名
5/17 16:00-	高 P 連地域育成員主導 の自転車街頭指導	高 P 連	帯屋町アーケード 参加：約 100 人
5/17	県内一斉街頭指導	交通指導員協議会	県内各所
5/25	高齢者自転車大会	安協・市老連・県警	県民体育館 参加：約 120 名

4 自転車事故発生状況

(1) 発生状況

	H22. 5	前年比	備考
発生	59	+3	うち高齢者 10【-5】 こども 11【-3】
死者	0	-1	
傷者	60	+5	うち高齢者 10【-5】 こども 11【-3】

(2) 原因別発生状況

違反種別	件数	内容等
徐行場所違反	5	
指定場所一時不停止	3	
安全運転義務違反	4	安全不確認 21 動静不注視 13 信号無視 4
	5	ハンドル・ブレーキ操作不適 2 前方不注視 2 その他 3
その他の違反	1	
違反なし	5	

平成 22 年度交通ボランティア等ブロック講習会実施要領

平成 22 年 4 月 21 日
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当) 決定

1 目的

家庭及び地域社会における交通安全活動の推進に重要な役割を果たす交通ボランティア、交通指導員及び地域交通安全活動推進委員等（以下、「交通ボランティア等」という。）の交通安全に対する意識の高揚及び資質の向上を図り、地域社会全体の交通安全の確保を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施内容

地域の実情に即した交通安全啓発活動を効果的に推進するため、地域で交通安全活動に実践的に取り組む交通ボランティア等を対象として、地域の交通情勢や特性を認識させるとともに、子どもや高齢者等の年齢層に応じた指導方法、実践的手法等についての講義や討議、事例発表及び意見交換等による講習会を実施する。

(2) 実施時期

おおむね 9 月から 11 月までの期間のうち 2 日間とする。

(3) 実施場所

全国を次の 7 ブロックに分け、各ブロック 1 箇所を実施する。

ア 北海道ブロック：石狩支庁

(石狩支庁、^{おしま}渡島支庁、^{しりべし}檜山支庁、^{そらち}後志支庁、^{かみかわ}空知支庁、^{るもい}上川支庁、留萌支庁、宗谷支庁、^{いぶり}網走支庁、胆振支庁、日高支庁、十勝支庁、釧路支庁、根室支庁)

イ 東北ブロック：秋田県

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

ウ 関東・甲信越ブロック：埼玉県

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

エ 東海・北陸ブロック：石川県

(富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

オ 近畿ブロック：和歌山県

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

カ 中国・四国ブロック：高知県

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛

県、高知県)

キ 九州ブロック：長崎県

(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

(4) 対象及び人数

地域で交通安全活動に実践的に取り組んでいる交通ボランティア等
北海道を除く各ブロックの参加人数は、原則として、各県5名以上(ただし、開催県は15名以上)とし、北海道ブロックは原則として各支庁3名以上(ただし、開催支庁は10名以上)とする。

3 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)が定めるものとする。